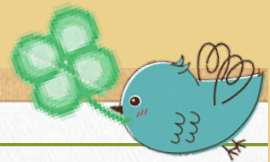


**自転車も
車の仲間です**



自転車保険



入っていますか!?

【自転車は便利な乗り物です】



しかし反面、乗り方によっては自分が怪我をするだけでなく、相手に怪我をさせたり、財物を壊したりすることもあります。
万が一の際に自分と相手を守るため、自転車損害賠償保険等(自転車保険)に積極的に加入しましょう。



**しまった!
とってからでは遅い**

注意

自転車事故でも数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年と言えども責任を免れることはできません。



**賠償金約
9,500万円**

【自転車での高額加害事故例】



男子小学生(11歳)が夜間に歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25(2013)年7月4日判決)

年間スローガン **ゆずり合う 心がつくる 無事故のいわて**

奥州市交通安全対策協議会

【TSマークを利用しましょう】

TSマーク制度は、自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検・整備して安全の確認をしたときにTSマークが貼られます。このマークが貼られている自転車には傷害及び賠償責任保険が付加されます。

TSマークの種類	傷害補償		賠償責任補償	被害者見舞金
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害(1-4級)	死亡・重度後遺障害(1-7級)	入院15日以上
第一種 TSマーク (青) 	一律1万円	一律30万円	限度額1,000万円	—
第二種 TSマーク (赤) 	一律10万円	一律100万円	限度額1億円	一律10万円



TSマークの有効期限は整備を受けてから1年間です。継続するには毎年点検整備を受けて更新する必要があります。

そのほかにも…

自動車保険や火災保険などの特約として「個人賠償責任保険」が付帯されていたり、会社や学校などの団体保険に付帯されていたりすることがあります。契約内容の詳細については、保険証券や契約している保険会社・共済にご確認ください。

さらに、自転車の安全利用のためにも、年齢にかかわらず、**運転者、同乗者は乗車用ヘルメットを着用しましょう！！**

【自転車利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全運転
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車を利用する方が増えています。
ルールを守って
楽しく乗りましょう！

